



福岡県医発第1230号(保)

平成14年10月 4日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原



労災診療費の算定に関する「Q&A」について

労災診療費における入院期間が180日を超える入院の取扱い等に関する「Q&A」が、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長より日本医師会を通じて別紙のとおり送付してきましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、Q2及びQ3につきましては、平成14年8月9日付け福岡県医発第904号(保)にてお送りいたしておりました、日本医師会作成「労災診療費算定基準(平成14年4月1日現在)」において、すでに掲載されている内容であります。

事務連絡（保 102）
平成 14 年 10 月 1 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
菅 谷 忍



労災診療費の算定に関する「Q & A」の送付について

本年 4 月 1 日実施の労災診療費算定基準の一部改定（健康保険準拠項目及び労災特掲項目）につきましては、平成 14 年 4 月 16 日付日医発第 64 号（保 11）によりご連絡申し上げたところですが、この度、入院期間が 180 日を超える入院の取扱い等に関する「Q & A」が、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長より、別添のとおり通知されましたのでご連絡申し上げますとともに、本取扱いにつきまして関係会員への周知方ご高配賜わりたくよろしくお願い申し上げます。

なお、Q 2 及び Q 3 につきましては、平成 14 年 7 月 31 日付事務連絡（保 74）にてお送りいたしました、本会作成「労災診療費算定基準（平成 14 年 4 月 1 日現在）」において、すでに掲載している内容でありますことを申し添えます。

<添付資料>

労災診療費の算定に関する「Q & A」の送付について

（平 14.9.26 基労補発第 0926001 号 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長）



(別 添)

基労補発第0926001号
平成14年9月26日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
(契 印 省 略)

労災診療費の算定に関する「Q&A」の送付について

健康保険診療報酬点数表改正に伴う労災診療費算定基準の一部改定については、本年4月10日付け基発第0410007号、同日付け基労補発第0410001号及び本年5月13日付け基労補発第0513001号により指示されているところであるが、実務上の算定に関して寄せられた質疑を踏まえ、別紙「Q&A」を作成しましたので業務の参考として活用されるようお願いする。

労災診療費の算定に関するQ & A

Q 1 入院期間が180日を超える入院の取扱いについて

健保においては、入院医療の必要性が低いが患者側の事情により長期にわたり入院している者への対応を図る観点から、入院期間が180日を超える入院（健康保険法第43条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成6年厚生省告示第236号。）第12号の規定）については、患者の自己の選択に係るものとして、その費用の一部を患者から徴収できることとしたところであるが、労災においては患者負担を適用しないとするこゝでよろしいか。

A 1 貴見のとおり

労災診療費算定基準においては、健保点数表に定める所定点数に労災診療単価を乗じて得た額をもって算定することとされていることから、健保点数表に定められていない特定療養費については、原則としてこれを適用することとはならない。

Q 2 重篤の状態について

入院室料加算の算定要件において、「症状が重篤であつて」とあるが、これは生死にかかる状態でなければ対象とならないということか。

A 2 「重篤」という表現については、必ずしも生死にかかる状態でなければならぬという狭義の解釈ではなく、絶対安静を必要とし、医師又は看護婦が常時監視して随時適切な措置を講ずる必要のある重症患者であれば対象となる。

Q 3 K012, K013全層、分層植皮術の部位の算定について

右前腕及び左前腕に全層、分層植皮術（広範囲熱傷以外）を行った場合、それぞれの所定点数を算定することはできないとされていたが、14年度の健保点数表の改正により、それぞれ所定点数を算定することとしてよろしいか。

A 3 算定できる。

健保点数表の改正により、広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、腹部又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定できることが明らかになったところである。